

(はじめに)

宗像ユリックス・アクアドームは「福岡・北九州の2大都市圏における文化・スポーツ・レクリエーション・健康づくりの交流拠点」を目的に平成3年6月にオープンした。地元医師会の全面協力を得て、健康づくり会員制クラブ「ユリックスウエルネスクラブ」を設置している。施設総利用人数は、平成3年度から順調に増え平成11年度では183,759人に達した。ウエルネスクラブ会員は、平成11年度において当初目標の200名を超える222人であった。今後は、利用者や市民、市議会に対してアクアドームの存在意義を示し、健康づくりの普及促進に役立っていることを証明することが必要である。そこで本研究では、新たな視点での事業評価に関する理論的考察を加えた。

(健康づくり事業の評価)

1. 「アクアドーム健康づくり事業の評価」に関する検討組織

事業の管理者である宗像市総合公園管理公社(事業主)、事業の実施者(指導者)である有限会社サン(受託業者)、健康政策科学研究会(協力研究機関)の3組織が協力して事業評価を検討していく。このことによって、自己評価・他者評価を双方向から行うことができる。

2. 評価の目的

- 1) 管理目的: 施設利用人数と利用者の評判、国保助成事業対象者のレセプト点数の減少、会員の継続率を明らかにし、初期の目的が達成されたかどうか。
- 2) 指導目的: 実施されているプログラムの評価であり、プログラムの改善効率や経済効率などが評価の目的となる。
- 3) 研究目的: 評価の結果が他に一般化できるかどうか。

3. プログラム評価の内容

1) 評価対象者の決定

施設前提条件として、年間営業週数は49週(年302日)営業時間10:00~21:30、一般利用1回2時間で最大1日3~4回転と考えた。施設最大利用人数は年間約21万人である。ウエルネス会員の最大利用人数は約5万人である(会員定数の算出法として営業部分の面積1坪当たり1名とした。会員外の定期利用者(年間使用券、スイミングスクール、エアロビクダンススクール)の最大利用人数は約6万人である。設備的な利用人数限界を年間21万人とし、ウエルネス会員約5万人(24%)、会員外定期利用者約6万人(28%)とすると、週一回以上定期的に利用するであろう利用者が全体の52%を占め、過半数を超えるため、会員等の定期利用者(週一回以上の利用者)を評価対象者とした。

2) ウエルネスクラブ会員

(1) 身体的側面の効果評価

身体的良好範囲を最大酸素摂取量では男37ml/kg/min以上、女性31ml/kg/min以上、BMIでは男女とも20以上24未満、体脂肪率では男性20%未満、女性30%未満、血圧では男女ともSBP140mmHg未満かつDBP90mmHg未満、動脈硬化指数((TC-HDL)/HDL)では男女とも3未満、空腹時血糖値では男女とも110mg/dl未満とする。この良好範囲の項目数を個人別と集団として前年度と比較し効果評価とする。

(2) 心理的側面の効果評価

日常生活のストレス減少、施設や指導者に対する満足度、Q.O.Lに関するアンケート調査を年に一回実施する。過去と比較し個人データの改善を効果評価とする。

3) 国保助成健康助成事業

(1) 身体的側面の効果評価

国保助成事業対象条件である血圧値、総コレステロール値、中性脂肪値と動脈硬化指数の改善を効果評価とする。

(2) 経済的側面の効果評価

国保助成事業に対して国保年金課より拠出される助成金(1人年間3万円、原則2年間継続で終了、計6万円/人、年間30人対象)と対象者の一般診療医療費を比較する。個人では一般診療医療費が2年間で6万円以上、集団としては2年間で180万円以上の医療費削減を目標として効果評価する。

4) 会員外定期利用者

(1) 心理的側面の効果評価

日常生活のストレス減少、施設や指導者に対する満足度、Q.O.L等に関するアンケート調査を3年に1度実施する。過去と比較し集団として効果評価とする。

4. 新規の健康増進事業

(1) 新規事業名称: 指定運動療法施設認定事業

指定運動療法施設認定を受け、身体的疾病改善の評価と病態別健康行動支援プログラムの評価を行う。

(2) 対象者: 高血圧症・高脂血症・糖尿病・虚血性心疾患等、運動で改善が期待される宗像市近郊の有患者で、医師の運動処方箋を基に運動療法が行える者とする。

(3) システム: 病態別健康行動支援プログラムを作成し、医師の指示に基づく運動療法を実施する。一般利用やウエルネス会員とは異なり、個別対応による運動指導を行う。アクアドームの施設を利用した運動プログラムである。

(4) 評価体制: アクアドーム健康づくり事業評価検討組織により、健康行動支援プログラムを評価する。

(5) その他: 4週に一度行われる主治医の症状改善等の経過観察で、身体的側面の評価を行う。厚生省へ人数等の報告を行う。所得税の医療費控除に必要な書類の作成を行う。